

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 〔 **建築物エネルギー消費性能向上計画認定** ・ **建築物エネルギー消費性能基準適合認定** 〕

種別	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (第3条第1項第五号)			建築物エネルギー消費性能向上計画 変更認定申請手数料(第3条第1項第六号)			添付	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 (第3条第1項第七号)							
	床面積(m)		手数料額	手数料額		床面積(m)		手数料額							
適合証等	住宅	一戸建ての住宅		4,000	左記の金額の2分の1		住宅	一戸建ての住宅		4,000					
		一戸建ての住宅	～	300 未満	8,000	左記の金額の2分の1		一戸建ての住宅	～	300 未満	8,000				
			300 以上	～	2,000 未満	19,000			300 以上	～	2,000 未満	19,000			
			2,000 以上	～	5,000 未満	42,000			2,000 以上	～	5,000 未満	42,000			
			5,000 以上	～		76,000			5,000 以上	～		76,000			
	非住宅	全建築物	～	～	300 未満	8,000	左記の金額の2分の1	～	～	300 未満	8,000				
			300 以上	～	1,000 未満	15,000		300 以上	～	1,000 未満	15,000				
			1,000 以上	～	2,000 未満	25,000		1,000 以上	～	2,000 未満	25,000				
			2,000 以上	～	5,000 未満	76,000		2,000 以上	～	5,000 未満	76,000				
			5,000 以上	～	10,000 未満	121,000		5,000 以上	～	10,000 未満	121,000				
			10,000 以上	～	25,000 未満	152,000		10,000 以上	～	25,000 未満	152,000				
			25,000 以上	～		191,000		25,000 以上	～		191,000				
複合建築物	—		—	一戸建ての住宅以外の住宅 + 非住宅		—	—		—						
無	住宅	仕様基準	一戸建ての住宅	～	200 未満	16,000	左記の金額の2分の1	仕様基準等	一戸建ての住宅	～	200 未満	16,000			
				200 以上	～	一戸建ての住宅			18,000		200 以上	～	一戸建ての住宅	17,000	
		性能基準等	一戸建ての住宅	～	200 未満	32,000		左記の金額の2分の1	性能基準等	一戸建ての住宅	～	200 未満	32,000		
				200 以上	～	一戸建ての住宅				36,000		200 以上	～	一戸建ての住宅	36,000
		一戸建ての住宅以外	仕様基準	～	～	300 未満		31,000	左記の金額の2分の1	一戸建ての住宅以外	仕様基準等	～	～	300 未満	31,000
				300 以上	～	2,000 未満		55,000				300 以上	～	2,000 未満	54,000
				2,000 以上	～	5,000 未満		100,000				2,000 以上	～	5,000 未満	98,000
				5,000 以上	～			151,000				5,000 以上	～		148,000
				～	～	300 未満		65,000				～	～	300 未満	65,000
				300 以上	～	2,000 未満		109,000				300 以上	～	2,000 未満	109,000
		2,000 以上	～	5,000 未満	186,000	2,000 以上		～	5,000 未満	186,000					
		5,000 以上	～		267,000	5,000 以上		～		267,000					
	非住宅	モデル建築物法以外	～	～	300 未満	82,000	左記の金額の2分の1	モデル建築物法以外	～	～	300 未満	82,000			
			300 以上	～	1,000 未満	105,000			300 以上	～	1,000 未満	105,000			
			1,000 以上	～	2,000 未満	138,000			1,000 以上	～	2,000 未満	138,000			
			2,000 以上	～	5,000 未満	224,000			2,000 以上	～	5,000 未満	224,000			
			5,000 以上	～	10,000 未満	293,000			5,000 以上	～	10,000 未満	293,000			
			10,000 以上	～	25,000 未満	353,000			10,000 以上	～	25,000 未満	353,000			
			25,000 以上	～		414,000			25,000 以上	～		414,000			
			～	～	300 未満	216,000			～	～	300 未満	216,000			
			300 以上	～	1,000 未満	271,000			300 以上	～	1,000 未満	271,000			
			1,000 以上	～	2,000 未満	350,000			1,000 以上	～	2,000 未満	350,000			
			2,000 以上	～	5,000 未満	500,000			2,000 以上	～	5,000 未満	500,000			
			5,000 以上	～	10,000 未満	616,000			5,000 以上	～	10,000 未満	616,000			
10,000 以上	～	25,000 未満	728,000	10,000 以上	～	25,000 未満	728,000								
25,000 以上	～		831,000	25,000 以上	～		831,000								
複合建築物	—		—	一戸建ての住宅以外の住宅 + 非住宅		—	—		—						
備考	○法第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づき、複数の建築物を合わせて一の申請で申請をする場合は、一の建築物ごとに上記金額を適用し、金額を合算する。 ○共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法（基準省令第12条第2項第2号）とする場合は、延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を床面積とする。 ○法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合は、上記の金額に山梨県建築基準法施行条例表第二号一及び別表第二号二の金額を加算する。 ○「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるものをいう。 ○「性能基準等」とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるものをいう。 ○「モデル建築物法以外」とは、基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書によるものをいう。 ○「モデル建築物法」とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるものをいう。 ○「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。 ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証 ②設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。）の写し						備考	○共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法（基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)又は同省令第4条第3項第2号）とする場合は、延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を床面積とする。 ○「性能基準等」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書によるものをいう。 ○「仕様基準等」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)、同号イ(2)(ii)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)によるものをいう。 ○「モデル建築物法以外」とは、基準省令第1条第1項第1号イ又は同号ただし書によるものをいう。 ○「モデル建築物法」とは、基準省令第1条第1項第1号ロによるものをいう。 ○「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。 ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証 ②建築物エネルギー消費性能適合判定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し ③建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し ④低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し ⑤建設住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（平成28年4月1日に現に存する建築物の住宅部分については、等級3、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）の写し							